



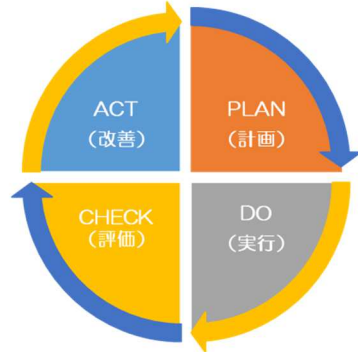
主な施策展開

基本方針	主な内容
I. 誰もが住みやすい 住環境づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者などが自立した生活を送ることができるようバリアフリー等の住宅リフォームの支援制度の導入に向け取組みます。 ●高齢者、障がい者、低所得者世帯、子育て世帯等の方の住宅情報や住宅相談について、福祉部局や社会福祉協議会、沖縄県居住支援協議会等との居住支援体制を構築し、住環境づくりを応援します。
II. 安心して住み続けられる 住環境づくりの展開	<ul style="list-style-type: none"> ●良質な中古住宅や空き家等、既存ストックを活用した流通促進を図ります。 ●適正な開発誘導を行い、地区計画の活用などによる計画的な市街地、住宅地の形成を図ります。 ●中長期的な市営住宅等の需要見通しを踏まえ、豊見城団地市改良住宅の継続的な長寿命化計画を定め、適正な管理運営を行います。
III. 景観や環境に配慮した 良質な暮らしの形成	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史文化資源や緑、水、土の景観資源等の多様な地域資源を活用し、生涯学習活動や市民等との協働によるまちづくり活動に取り組みを支援するなど、豊見城らしい景観まちづくりを目指します。

計画実現に向けて

計画の進捗管理の仕組みづくり

計画の着実な推進にあたって、計画作成(P)→各種事業の実行(D)→事業成果の評価(C)→事業内容等の改善(A)→計画の見直し(P)のサイクルを確立します。また、必要に応じて計画の見直しを行います。



計画推進体制づくり

住生活・住環境の向上にあたっては、都市計画や住宅分野をはじめ、福祉、子育て、環境、地域コミュニティ等、幅広い分野との連携体制により、総合的に施策を推進します。また、関連する各種機関との連携に努めます。

市民・民間事業者等との連携・協働

住宅施策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・自治会をはじめとした地域の各種組織、建築士会や宅建協会、民間事業者等の関係機関等と情報交換などの連携を図ります。



発行日：令和元年9月
 発行編集：豊見城市都市計画部都市計画課
 〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地
 電話：098-850-0024（代表）
<http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/>



豊見城市住生活基本計画

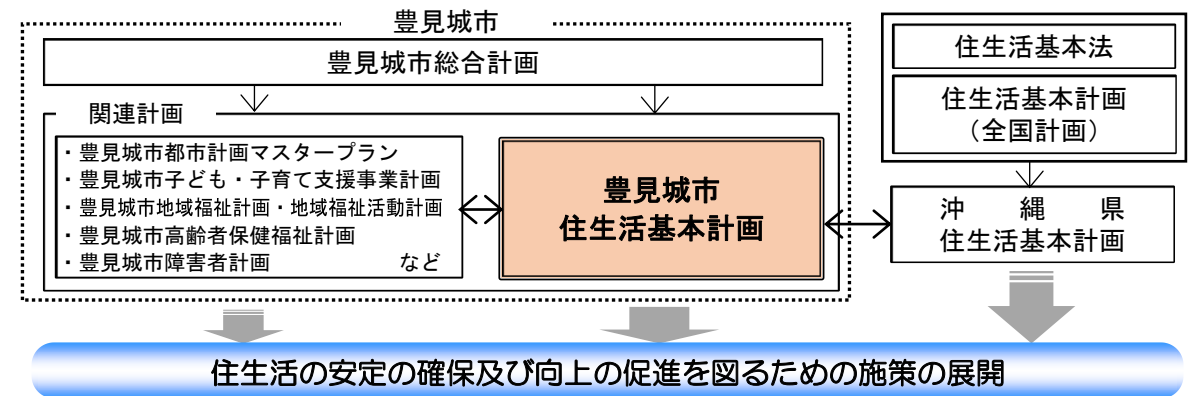
－概要版－

住生活基本計画とは

平成18年に制定された『住生活基本法』は、「良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、民間活力や既存ストックの活用と消費者利益保護、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住安定の確保」を基本理念としており、それに基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められた「住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）」及び沖縄県住生活基本計画（平成28年度策定）が策定されました。本市においても、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策展開を推進することを目的とし「豊見城市住生活基本計画」を策定しました。

計画の位置づけ

「豊見城市総合計画」をはじめとする関連計画の連携・整合を図りながら、本市の住宅政策を総合的に推進するための計画です。

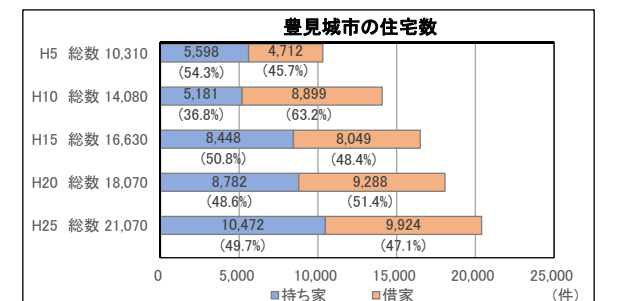
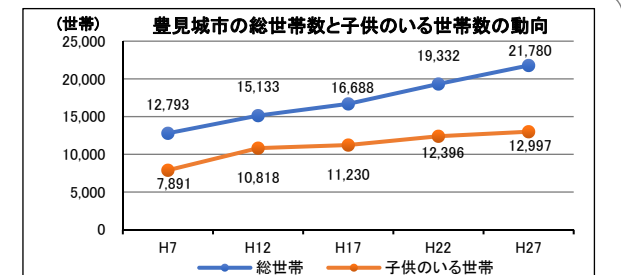


計画期間

計画期間は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間の計画です。

本市の現況

- 本市は人口・世帯数ともに増加傾向が続いています。子供のいる世帯も増加が進んでいますが、高齢者単身世帯も増加しています。
- 本市では住宅の整備が進んでいますが、空家も増加傾向にあります。新しく整備された賃貸住宅では、家賃の増加がみられ、低所得者や子育て世帯及び高齢者にとっては、入居しづらい状態にあるといえます。
- 市民意向調査では、30%以上の方が「住宅の建て替えやリフォームへの支援」「若者や子育て世帯を支援できる二世帯、三世帯住宅の整備に対する支援の検討」を求めています。



施策の体系

本市の課題を解消するための基本理念や、その実現に向けた基本方針を定めます。また、基本方針に沿って展開する各施策及び施策の目標値を以下のとおり整理します。

